

令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託仕様書（案）

1 委託名

令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

3 委託業務の目的及び概要

令和7年10月5日執行予定の岡山市長選挙及び岡山市議会議員補欠選挙(中区選挙区)にあたり、投票率の低い若年層(18歳～29歳)を含めた幅広い世代の有権者に対して、投票率向上や選挙への関心を高め、啓発業務を効果的に行うため委託により実施するもの。

4 業務内容

(1) 啓発標語の作成

ポスター等に使用する啓発標語の作成

(2) 啓発に係るロゴマークの制作

別途、岡山市選挙管理委員会事務局(以下「選挙管理委員会事務局」という。)が制作する啓発資材(ポケットティッシュ、のぼり、懸垂幕等)等に統一的に使用するロゴマークの制作

(ア) 電子データでの制作とし、ファイル形式はJPEG形式等汎用性があるものとする。

(イ) 懸垂幕(縦6.5m×横1m)等に使用することを想定した解像度のものとする。

(3) 啓発ポスターの制作

選挙名、投票日、期日前投票等に関する選挙情報を正確に記載すること。

紙質・・・コート紙 135kg

B2版タテ(片面)・・・1,500枚

※グリーン購入法に適合していること

(4) また、成果物にはリサイクル適正表示を行うこと啓発チラシの制作

紙質・・・コート紙 73kg

A4版タテ(片面)・・・10,000枚

※グリーン購入法に適合していること

また、成果物にはリサイクル適正表示を行うこと

内容は啓発ポスターと同内容

- (5) Web 広告の静止画及び動画 15 秒の制作及び配信
- (ア) 検索サイト、SNS、動画共有サイト等での Web 広告配信を実施すること。
 - (イ) 様々な広告の種類及び方法がある中、配信対象にとって適切な種類及び方法で広告を実施すること。
 - (ウ) 本業務の目的の達成に向け、その他広報媒体との配分も考慮し、最大限の効果を発揮するよう適切かつ訴求力のある内容とすること。
 - (エ) 趣味、趣向や年齢層等の対象者の特性に応じた適切かつ訴求力のある情報を発信すること。
 - (オ) 広告には別途選挙管理委員会事務局が指定するリンク先を設定すること。
 - (カ) アカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする
 - (キ) 期間、形式等
 - ① 配信期間：令和 7 年 9 月 21 日（日）～10 月 5 日（日）15 日間
 - ② 配信対象：岡山市内在住である原則 18 歳以上の有権者
 - ③ 静止画 1：サイズ・形式 H720px×W1,280px JPEG（1 種類）
 - ④ 静止画 2：サイズ・形式 H1,920px×W1,080px JPEG（1 種類）
 - ⑤ 動画：サイズ・形式 H720px×W1,280px mp4 15 秒（1 種類）

(6) 追加提案

上記(1)～(5)の必須項目以外に、提案上限額の範囲内において、啓発に効果的なものを提案すること。

ただし、岡山駅南地下道、岡山駅東西連絡通路、岡山駅構内及び岡山駅路線バス時刻表『えきバス時刻表』のデジタルサイネージでの放映は選挙管理委員会事務局において別途実施予定のため、除くこととする。

5 盛り込むべき選挙情報

啓発物には次の選挙情報を盛り込むこと。

- (1) 投票期日 「令和 7 年 10 月 5 日（日）」
- (2) 投票時間 「午前 7 時～午後 8 時（一部地域を除く。）」
- (3) 選挙名称 「岡山市長選挙・岡山市議会議員補欠選挙（中区選挙区）」と表記すること。
- (4) 期日前投票 「当日、投票できない方は、期日前投票を利用してください。」
 - (ア) 投票期間
 - ① 岡山市長選挙：令和 7 年 9 月 22 日（月）～10 月 4 日（土）
 - ② 岡山市議会議員補欠選挙（中区選挙区）：令和 7 年 9 月 27 日（土）～10 月 4 日（土）
 - (イ) 期日前投票時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時
- (5) イオンモール岡山期日前投票所期間

- (ア) 投票期間:令和7年9月27日(土)～29日(月)3日間
- (イ) 期日前投票時間:午前10時～午後8時
- (6) 作成者「岡山市・区選挙管理委員会」表記は小さくすること。

6 留意事項

- (1) 岡山市長選挙及び岡山市議会議員補欠選挙(中区選挙区)の投票率を高めることを目的として、各啓発の全体的まとめり、統一的イメージの構成に努めること。
- (2) 若年層をはじめとした各層に幅広く支持されるものとなるよう工夫すること。
- (3) ポスター等の素材については、公職にある者、立候補予定者、特定政党等と関係のあるものは一切使用しないこと。また、人権を侵害するものや差別的表現は用いないようにすること。
- (4) ポスター等の素材については、社名・商標等を記載しないこと。
- (5) 採用した啓発の実施計画については、予算額の範囲内で、各業務間相互の全体的なまとめり、統一性を損なわない程度の内容変更を行うことがあること。
- (6) 掲出や設置に係るものは、その設置や撤去の費用も含めること。
- (7) 採用した作品については、著作権等の権利は全て選挙管理委員会事務局に属することとする。
- (8) 採用した作品を他の啓発業務(岡山駅南地下道及び岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージでの放映等)に利用する場合があるので、別途指示する納期までにデータ提供等を行うこと。
- (9) 投票が行われない場合等には、選挙管理委員会事務局と受託者と協議のうえ仕様書の変更を行い委託業務の内容及び委託金額を決定する。

7 適用範囲

本仕様書は、選挙管理委員会事務局が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、選挙管理委員会事務局との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

8 協議

本業務の委託期間中において、受託者は選挙管理委員会事務局と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、選挙管理委員会事務局は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は選挙管理委員会事務局が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

選挙管理委員会事務局が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の

協議により定めるものとする。

9 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、選挙管理委員会事務局の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

10 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務委託範囲内で制作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、本委託業務完了時に選挙管理委員会事務局に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物が著作物に該当する場合において、選挙管理委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により選挙管理委員会事務局と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに選挙管理委員会事務局に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

11 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報保護法
- (3) その他の関係法令

1.2 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は選挙管理委員会事務局の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法に準じて取得した個人情報はその取扱いに最大限の注意を払うこと。

1.3 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が選挙管理委員会事務局若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに選挙管理委員会事務局にその状況及び内容を書面により報告し、選挙管理委員会事務局の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、選挙管理委員会事務局は一切の責任を負わない。

1.4 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、選挙管理委員会事務局が提供することが可能な資料等は、選挙管理委員会事務局が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は選挙管理委員会事務局に返還しなければならない。

1.5 業務報告書

- (1) 受託者は、本業務終了時まで選挙管理委員会事務局に業務報告書を提出すること。提出する報告書は、すべて日本産業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、1部提出すること。合わせてウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）による報告書データも1部提出すること。
- (2) 制作したポスター等の制作物のデザインデータ及び素材データを収めたDVD-ROMを1枚提出すること。
- (3) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、選挙管理委員会事務局と協議の上報告すること。

1.6 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に選挙管理委員会事務局と連絡調整を行うこと。また、月に2回程度、進捗会議を開催し、専任担当者を参加させること。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を選挙管理委員会事務局に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が選挙管理委員会事務局若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに選挙管理委員会事務局にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、選挙管理委員会事務局は一切の責任を負わないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに選挙管理委員会事務局と受託者とが協議して決めるものとする。